

〈弾道ミサイル発射〉

発生対策マニュアル

本マニュアルはパンデミックが懸念される感染症や自然災害などへの対応のほか、新たな危機事象として想定すべき、近隣国から発射される弾道ミサイルが及ぼすリスク等対応について規定する。

なお、国や県、関係機関等から発信される正確な情報収集に努めるとともに、学生および教職員の安全確保を第一義に行動する。

1. 弾道ミサイル発射について

・本マニュアルで対象とする危機事象は下記とする。

(1) 弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性がある（※）場合。

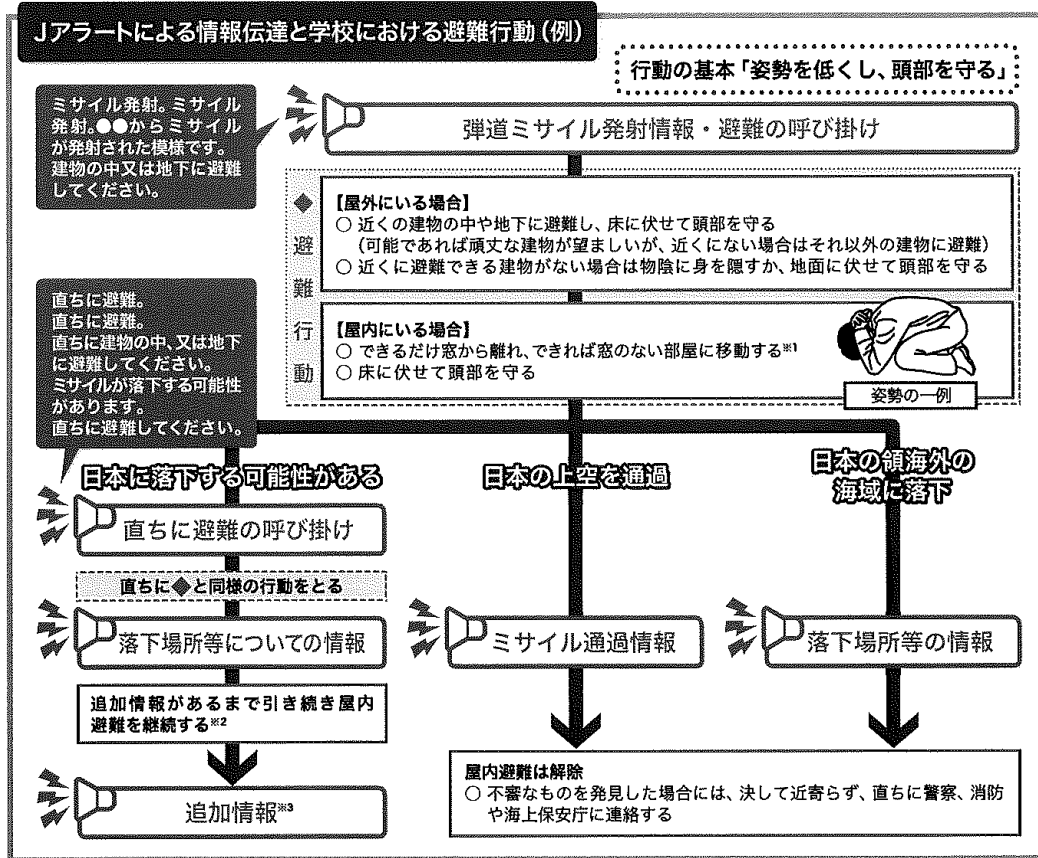
※全国瞬時警報システム（以下、Jアラート）による警報発令を前提

2. 基本的な行動

・弾道ミサイルの着弾にともなう、爆風や破片等による危険が想定されるため、それらから身を守る行動をとることが重要となる。

[Jアラートによる情報伝達と学故における避難行動の流れ（例）]

「学校の危機管理マニュアル作成の手引き（文部科学省）」より



3. Jアラート発令時の対応

「ミサイル発射ミサイル発射。××からミサイルが発射された模様です・・・」

(Jアラートによるミサイル発射時の警報メッセージ)

(1) 校舎内の対応

- ①教室内にいる場合は、窓からなるべく離れ、床に伏せ、あるいは机の下に入るなど、危険回避の態勢をとる。
- ②教室外では、廊下や階段など、窓から離れた場所に避難・待機する。

(2) 校外活動時の対応

- ①室外にいる場合、頑丈な建物や地下があれば、そこに避難する。

(3) 登下校時の対応

- ①前述(2) 郊外活動時と同様の対応を行う

(4) 登校前・下校後の対応

- ①Jアラートが発令されて以降、落下地点の確報発表ないし上空通過の追加情報などにより、日常活動の安全が確認されるまでは、全ての学生および教職員は自宅待機とする
- ②登校時間帯にJアラートが発令され、自宅待機となった場合でも、安全が確認された後は、通常通り登校することとする。なお、必要に応じ、全学生に付与しているメールのネットワーク経由で指示を行う

4. 関係機関への報告

- ・万一、弾道ミサイルの落下等にともない、何らかの人的物的被害が発生した場合は、速やかに県学事法制課はじめ関係機関等への報告を行う。なお、当該機関から指示等がある場合、学校長以下で対応を進める。

5. 関係機関および情報収集先

関係機関等名称	連絡先
熊本県総務課総務私学振興課	096-333-2062
熊本市中央消防署	096-363-0265
内閣官房 国民保護ポータルサイト	http://www.kokuminhogo.go.jp/

＜新型インフルエンザ等感染症＞

発生対策マニュアル

本マニュアルは、新型インフルエンザをはじめとしたパンデミックが懸念される感染症の発生を抑止するとともに、万一学内にて罹患者が発生した場合に取り組むべき行動等について規定する。

1. 新型インフルエンザ等感染症について

・本マニュアルで対象とする新型インフルエンザ等感染症は下記とする。

(1) 感染症法第6条第7項（※）に規定する新型インフルエンザ等感染症

※新型インフルエンザおよび再興型インフルエンザ

(2) 新型インフルエンザと同等に社食均影響が懸念される感染症

2. 学内での予防策

・教職員においては、県学事法制課からの通知をはじめ、日頃から新型インフルエンザ等感染症の発生に関する報道に留意し、情報を共有のうえ、在籍する学生への注意喚起に努める。

【励行すべき一般均な行動】

① マスク活用・咳エチケット・手洗い・うがい等の基本行動を励行

(1階エントランス（学生向け）および職員室入口（教職員向け）に消毒液を配置するとともに、1階受付カウンターにて応急対応用のマスクを配備)

② 咳やくしゃみなど症状ある人とは距離を保つとともに、接触した場合、手洗い・うがい等の基本行動を励行

③ 38度以上の発熱・急性の呼吸器症状・全身倦怠感等がある場合、速やかにかかりつけ医もしくは近隣の医療機関へ架電により症状を伝えるとともに、同指示のもと受診する。

新型インフルエンザ等感染症の診断を受けた場合、医師の指示に従い自宅療養するとともに、学校宛てに状況を報告する。なお、診断の確定に時間が必要となった場合は登校・出勤を見合わせる。

3. 発生時の学内対応

・本牧関係者（※）において新型インフルエンザ等感染症の罹患者が発生した場合、本人への自宅療養・出校停止を指示するとともに、九州総合学院本部（以下、KSG）とも連携のうえ、速やかに学内に『リスク管理室』を設置し、事後対応を進める（※※）。

※本校教職員（非常勤職責を含む）および在枚生（家族を含む）

※アクションフローチャート 参照

4. 関係機関への報告

- ・上記3.にて設置した『リスク管理室』から、速やかに熊本県総務部総務私学局・私学振興課はじめ関係機関への報告を行う。なお、当該機関から指示等ある場合、その指示のもと、リスク管理室にて学内対応を進める（※）。

※アクションフローチャート参照

5. 出校停止・学級閉鎖・休校等対応時の教職員の勤務体制

- ・県学事法制課もしくは関係機関からの指示等に従い、学級閉鎖・休校などの措置を行った場合、教職員については下記の勤務体制とする。

- (1) 出校停止・学級閉鎖：通常勤務
- (2) 休校：校長・顧問・教頭を除く全教職員は自宅待機
- (3) 再開：休校決定時に定めた期日に通常通り業務再開

6. 関係機関および相談窓口等連絡先

関係機関等名称	連絡先
熊本県総務課総務私学振興課	096-333-2062
熊本市中央消防署	096-363-0265
内閣官房 国民保護ポータルサイト	http://www.kokuminhogo.go.jp/

7. アクションフローチャート

